

六 議案第四百四十三号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

七 議案第四百四十四号 福生市消防団条例の一部を改正する条例

八 議案第四百四十五号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例

九 議案第四百四十六号 福生市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例

十 議案第四百四十七号 東京都水道事業の事務の委託に関する規約について

十一 議案第四百四十八号 東京都市町村消防団員等災害補償等組合理約の変更について

十二 議案第四百四十九号 昭和四十九年度福生市受託水道事業会計予算

十三 議案第四百五十号 昭和四十八年度福生市一般会計決算認定について

十四 議案第四百五十一号 昭和四十八年度福生市国民健康保険特別会計決算認定について

十五 議案第四百五十二号 昭和四十八年度福生市公益質屋会計決算認定について

十六 議案第四百五十三号 昭和四十八年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計決算認定について

十七 議案第四百五十四号 昭和四十八年度福生市公共用地会計決算認定について

十八 議案第四百五十五号 福生市の区域における東京都水道事業の拡張に同意すること

ついて

十九 議案第四百五十六号 市道路線の認定について

二十 議案第四百五十七号 市道路線の廃止について

二十一 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について



陳情第十号

福生市営住宅中高層建替事業反対並びに払下げ促進に関する陳情書

市長並びに議員の皆様には福生市発展のため日頃ご努力いただいておりますことを深く感謝いたしております。

さて、先般昭和四十九年八月五日付福庶発第一六七七号をもつて、全市営住宅居住者に対し公営住宅法の定めによる公営住宅建替事業として中高層住宅に建替えるとの書面に接し居住者一同唯々驚いた次第です。

私達は、当市営住宅に永年居住しておりますがこの間私達も地域社会の中にすつかりとけこんで「ふるさと」を身をもつて感じている次第です。然し残念なことに公営住宅については、ときによつていろいろ政策的に取扱いが変わりその為、念願であるマイホームは私達にとつては一生の夢でしかなく一日たりとも安住の安らぎを得たことはありません。このような時にある一部の居住者に対しては説明会を開催したようですが、居住者全員に対し事前に何故公聴会を実施しなかつたのか理解出来ないものであります。私達もたとえば市営住宅に居住していても一つの居住権をもっているわけでございます。この重大な問題につき居住者全体協議会を開催いたしました結果このような住民無視の非民主的な市政及び行為については絶体賛成出来ません。従つて今後建替事業については絶体反対であるとの決議をいたしました。この件については既に議会において我々知らぬ間に議決されたようです

がすべてが納得出来ませんので一応白紙撤回していただき度強く要望するものです。幸いにして昨今の政府は勿論各政党とも公営住宅については多大な関心と熱意をいただいていることを有難くおもつております。

特に三多摩地区の都議及び衆議院の先生方の御指導のもとに既に他市町各議会でも払下げの請願や陳情が次々と採択されております。福生市においてもこの問題については居住者全員の意見を考慮の上善処していただき度よろしく永年の念願である払下げについてご理解を下され、私達の陳情を受理採択されることを全員の連署をもつてお願い申し上げます。以上次の事項について陳情いたします。

居住者全員の意見

- 一、中高層住宅建替事業に絶体反対
- 二、居住者に対し全面払下げの促進
- 三、中高層に伴う公害と緑の町づくりに相反するため反対
- 四、人口の過密化の反対
- 五、中高層住宅は一時的の住宅処置で住民の定住性がなくスラム化するため反対

昭和四十九年十二月十日

以上

陳情者代表 福生市公営住宅払下促進協議会

福生市大字福生九五九番地

秋 葉 憲 二 印

外二百九十二名

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿



陳情第十一号

年末手当等に関する陳情書

日を追い月を追う毎にインフレの波は激しくかてて加わえて消費者米価の値上げは、公共料金、鉄道運賃、諸物価の値上げを伴い、普段でさえその日の生活に事欠く私達にとりまして尙一層深刻な問題となつて居ります。

こうした中で私達は昭和四十九年度末手当並びにインフレ手当、附帶事項等を左の様に陳情致します。

何卒私達の窮状御推察下さいまして、宜敷く御審議下さいます様御願い致します。

陳情項目

- 一、年末手当A一級の三。五ヶ月分（二、五一六円×一〇五日分）
二十六万四千百八十円を支給して下さい。
- 一、インフレ物価手当としてAの一級の一ヶ月分（二、五一六円×三〇日）七万五千四百八十円を支給して下さい。
- 一、交通費として一人一ヶ月五百円を支給して下さい。
- 一、離退職者慰労金を制度化し、就労五年以下三百日分（Aの一級）それ以上就労一年につき六十日分を加算し支給するようにして下さい。

以上

昭和四十九年十二月十日

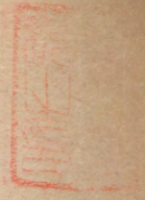
陳情者 福生市熊川八三〇堀場万

全日本自由労働組合東京支部

福生分会委員長 西村 秀吉 印

福生市議会議長

塩野 鉄之助 殿



陳情第十二号

民間日雇労働者の年末手当支給等に関する陳情書

Faint vertical text columns on the left page, likely bleed-through from the reverse side.

Faint vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

近年流動的な世界情勢の中に石油危機以来諸物価高騰悪性インフレに由る生活難がさげばれている現段階の中に、中小建設業者の倒産、建設資材の高騰、発注の減少に由る求人削減、政府の総需要抑制策による公共事業の三五%削減、民間業者の求人減少による失業者の増大、この様な悪循環の不況の中に、そこに働く労働条件労働環境は改善を加えず、特に日雇労働者の実態は賃金が安定せず、身分が不安定であり、労働環境が悪く老後が不安である等、実態に対する強い不満があります。本年は特に総需要抑制策に由る不況と悪性インフレを迎えアブレ問題、異常天候、冬枯れ期就労はどの様な対策を実施するか、この様な状況の中に家族をかかえ到底家庭を維持出来ない実態の中に現状の矛盾を打破し改善しようと組合員一同協賛し、左記にかかげた組合員一同の切実なる要求に誠意をもつて応えて下さるよう強く要求いたします。

記

一、国、地方自治体で発注した業者に対して必ず日雇労働者を雇用するよう勧告要請を実施して載きたい。

二、日雇労働者に対して国、地方自治体の責任で、冬期手当民間平均日額五千五百円の六十分分を支給されたい。

以上

昭和四十九年十二月十日

立川市曙町二の十五の二十

三労働会館三多摩地区労働組合協議会内

立川自由労働者組合

執行委員長 渡 辺 仁 印

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

福議発第二四一号

昭和四十九年十二月五日

殿

福生市議会議長 塩 野 鉄之助

議案説明員の出席要求について

昭和四十九年第四回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第一二一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 十二月十日（火） 午前十時
二 場 所 福生市議会議場





福監発第 2984 号

昭和49年12月4日

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

福生市監査委員

山 下 久 吉 印

石 川 信 義 印

昭和49年10月分例月出納検査

の結果について（報告）

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定により、つぎのとおり報告します。

- 1 検査の期日 昭和49年11月28日（木）
- 2 実施場所 第2庁舎 2階会議室
- 3 検査の対象 昭和49年10月中における収入役、企業出納員の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項
- 4 検査の結果 10月中における現金の出納状況について、関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果10月中における収支の状況は別表のとおりで計数上の誤りは認められなかった。